

○岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマークの使用に関する要綱

平成29年10月2日
広域連合告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、シンボルマークの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン等)

第2条 シンボルマークの基本デザインは、別図のとおりとする。

2 シンボルマークの図形、名称等のシンボルマークに関する著作権は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に属する。

(使用申請)

第3条 シンボルマークを使用しようとするものは、あらかじめシンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第4条 広域連合長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、シンボルマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、広域連合長は、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用の不承認)

第6条 広域連合長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 広域連合の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) その他広域連合長がシンボルマークの使用について不適切であると認めるとき。

2 前項の規定によりシンボルマークの使用を承認しないときは、シンボルマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により、シンボルマークの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定による商標登録出願を行

うことはできないこと。

- (2) 承認された内容により使用し、広域連合長が付した条件に従うこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) シンボルマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) シンボルマークの使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。

(承認内容の変更申請)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、シンボルマーク使用変更承認申請書(様式第4号)を広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、速やかに変更内容を審査し、その結果についてシンボルマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)又はシンボルマーク使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により使用者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第9条 広域連合長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認めたとき。

2 広域連合長は、前項の規定による承認の取消しを行った場合は、シンボルマーク使用承認取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 広域連合長は、第1項の規定により承認を取り消されたものに対して、使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消されたものが負担するものとする。

4 広域連合長は、シンボルマークを使用したものに対し、その使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者が故意又は過失により広域連合に損害を与えたときは、広域連合は、その賠償を請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月2日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマーク使用承認申請書

年 月 日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマークを使用したいので、下記により申請いたします。

なお、申請に当たっては、岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマークの使用に関する要綱の適用を受けることについて同意します。

記

1 使用対象物件	
2 使用目的と使用方法	
3 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 使用数量	
5 連絡先 (担当者・電話番号)	
6 添付書類	企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等）

様式第2号（第4条，第8条関係）

岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマーク使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付で申請のありました岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマークの使用（変更）について，下記のとおり承認します。

記

1 使用目的と範囲

使用目的	範囲

2 承認対象物件及び承認番号

承認対象物件	承認番号

3 承認期間

年 月 日～ 年 月 日

4 使用条件

--

様式第3号（第6条，第8条関係）

岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマーク使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付で申請のありました岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマークの使用（変更）について，下記の理由により承認できません。

記

該当事項	不承認理由
	岡山県後期高齢者医療広域連合の信用又は品位を損なうおそれがあるため。
	独占的に使用のおそれがあるため。
	法令又は公序良俗に反するおそれがあるため。
	特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるため。
	その他 []

様式第4号（第8条関係）

岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマーク使用変更承認申請書

年 月 日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

承認番号第 号で承認を受けた岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマークの使用について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

様式第5号（第9条関係）

岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付で承認した（承認番号第 号）岡山県後期高齢者医療広域連合シンボルマークの使用承認を取り消します。

取消理由

別紙（第2条関係）

基本デザイン

